



参考資料

- パブリックコメントの実施結果
- 区民満足度に関する調査
- 新たな基本構想に基づく基本計画等策定要領
- 基本計画の策定経緯
- 長期計画審議会 答申
- 長期計画審議会 諮問文
- 長期計画審議会 条例及び施行規則
- 長期計画審議会 委員名簿
- 区民憲章
- 目黒区の宣言
 - 交通安全目黒区宣言
 - 目黒区平和都市宣言
 - 目黒区緑化都市宣言
 - 暴力団追放宣言
 - 目黒区リサイクル推進都市宣言
 - 目黒区福祉都市宣言
 - 目黒区健康都市宣言
- 目黒区の長期計画のあゆみ
- 関連計画等一覧
- 用語解説



パブリックコメントの実施結果

新たな基本計画の策定にあたり、広く区民の意見を聴くため、基本計画素案を決定した段階で区民意見を募集しました。

(1)パブリックコメントの概要

目黒区基本計画の策定に当たり、令和3(2021)年11月1日から12月3日まで目黒区基本計画素案に対するご意見を募集しました。これは、平成21(2009)年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

(2)意見募集期間

令和3(2021)年11月1日 から 12月3日 まで

(3)周知方法

ア 掲載場所

めぐろ区報(令和3(2021)年11月1日号)、ホームページ
Twitter、LINE、YouTube

イ 説明会等

地区別オープンハウス型説明会(令和3(2021)年11月7日~25日) ※日程は下表のとおり
目黒区総合庁舎本館1階西口ロビーパネル展示(令和3(2021)年11月25日~26日)

ウ 配布・閲覧場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、4階政策企画課
地区サービス事務所、各住区センター、各区立図書館

※【参考】オープンハウス型説明会日程

実施月日	時間	地区	会場	来場者数
11月 7日(日)	10:00 ↓ 16:00	北部	東山住区センター	7
11月 9日(火)				13
11月12日(金)		南部	原町住区センター	9
11月14日(日)				7
11月14日(日)		中央	中央町社会教育館	9
11月16日(火)				4
11月21日(日)		東部	田道住区センター	9
11月22日(月)				6
11月21日(日)		西部	緑が丘文化会館	4
11月25日(木)				8
計				76

(4)パブリックコメントの集計結果

①意見提出者数(基本計画素案)64団体・人 (個人意見47件・団体意見12団体・区議会意見5)

区 分	種 別				計
	書 面	FAX	メール	説明会	
個 人	4	4	36	3	47
団 体	2	3	7	0	12
議 会	1	0	4	0	5
計	7	7	47	3	64

②意見数(基本計画素案) 252件

意見提出者	種 別				計
	書 面	FAX	メール	説明会	
個 人	10	8	109	3	130
団 体	2	3	36	0	41
議 会	11	0	70	0	81
計	23	11	215	3	252

③項目別件数

項 目	計
第1部 基本計画の意義と役割	2
第2部 区政運営方針	26
第3部 基本目標別計画	203
基本目標1 学び合い成長し合えるまち	66
基本目標2 人が集い活力あふれるまち	27
基本目標3 健康で自分らしく暮らせるまち	18
基本目標4 快適で暮らしやすい持続可能なまち	67
基本目標5 安全で安心して暮らせるまち	20
その他	5
その他(全体への意見、不明等)	21
合 計	252

(5)パブリックコメントの取扱いと結果の公表

パブリックコメントでいただいたご意見については、可能な限り基本計画に反映させました。ご意見の内容と検討結果については、「目黒区基本計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について」としてまとめ、公表しました。区ホームページでご覧いただけます。

区民満足度に関する調査

10年後の区政運営に対する効果検証を行うに当たり、目黒区のまちづくり及び区政に対する満足度を把握するため、令和3(2021)年11月1日から11月30日まで区民満足度調査を実施しました。

(1) 調査の内容

- 1 「学び合い成長し合えるまち」について
- 2 「人が集い活力あふれるまち」について
- 3 「健康で自分らしく暮らせるまち」について
- 4 「快適で暮らしやすい持続可能なまち」について
- 5 「安全で安心して暮らせるまち」について
- 6 「目黒区の政策全般への満足度」について
- 7 回答者自身のことについて

(2) 調査の設計

- 調査地域：目黒区全域
- 調査対象：目黒区在住の満18歳以上の区民
- 標本数：3,000標本
- 抽出台帳：目黒区住民基本台帳(令和3(2021)年10月20日現在)
- 抽出方法：層化無作為抽出法
- 調査期間：令和3(2021)年11月1日～11月30日
- 調査方式：郵送配付、回答は郵送及び電子回答による併用

(3) 調査の結果

- 有効回答数 1,440票(48.0%)
- 回答内訳
 - 郵送回答 889票(61.7%)
 - 電子回答 551票(38.3%)

1 新たな基本構想の策定

区では、平成30年9月に、21世紀半ばに向けて区政の未来を描く長期計画とするため、新たな基本構想を策定することを決定した。平成31年1月には目黒区長期計画審議会を設置し、区のあるべき姿・将来像や、その実現に向けて取り組んでいくべき施策の基本的方向について諮問し、約1年間の議論を経て審議会答申が取りまとめられ、令和2年3月に区に提出された。

区では、この答申を尊重しつつ、基本構想の素案をまとめ、パブリックコメント手続により区民意見を反映し、令和3年第1回区議会定例会での議決を経て、令和3年3月10日に新たな基本構想を策定したところである。

2 新たな基本構想に基づく基本計画等の策定

新たな基本構想では、基本構想の下に、構想実現のための政策に関する10か年計画の基本計画、基本計画に定める政策を具体化する5年以下の行財政計画である実施計画を定め、これらを目黒区の長期計画とすることとしており、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定する必要がある。

基本構想では、おおよそ20年先の未来のあるべき姿（まちの将来像）を「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」とし、それを実現するための区政運営の柱となる政策目標として、5つの基本目標を定めている。

新たな基本計画では、基本構想で示した目標の達成に向けて今後区が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、実施計画では、この基本的方向に沿った具体的な施策・事業を提示していく。

3 基本計画の策定期間及び計画期間

(1) 策定期間

新たな基本構想の策定に伴い、現行基本計画の終期を令和3年度まで2年間延伸していることから、令和3年度末を目途に策定する。

(2) 計画期間

令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度までの10か年とする。なお、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4 基本計画の策定方針

基本計画案の作成に当たっては、次の点に留意しながら進めるものとする。

(1) 社会状況の変化

- ア 国際社会が共有する目標であるSDGs(持続可能な開発目標)は、地方自治体においてもその要素を各種計画に最大限反映することとされていることから、SDGs達成に向けた観点を取り入れること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響によって取組が加速された様々な分野でのデジタル化をはじめ、「新たな日常」を十分踏まえた内容とすること。
- ウ 新たな時代に即した行財政運営の観点から、施策・事業の必要性・有効性・効率性・優先性を精査し、時代にそぐわない、又は意義の薄れた施策・事業は積極的に見直すとともに区民サービスの向上、業務改善を図りつつ、新規取組に振り向けるよう、「公がすべきこと、民がすべきこと、ともに連携して進めるべきこと」を基本として行政の役割を明確にしたうえで、施策、組織内人材及び財源について選択と集中を図ること。
- エ 施設整備に係る施策・事業に関しては、区有施設見直し方針及び同計画の内容を踏まえ、時代のニーズに即した最適な施設サービスを提供するとともに、施設の複合化や多機能化、民間活力の積極的活用等の手法を検討すること。
- オ 社会経済状況の変化に関する情報を収集し、現行基本計画の総括の結果と併せて、収集した各種データ等を生かした計画立案に努めること。

(2) 国や東京都等の動向

- ア 国や東京都の施策に関連する施策・事業は、国・東京都の政策や計画の動向等の情報収集に努め、整合を図ること。
- イ 関係機関に関連する施策・事業は、関係機関と十分な調整を図ること

(3) 幅広い意見の反映

- ア 広範かつ丁寧に区民意見・意向の把握に努めるとともに、陳情、広聴活動、各種区民意識調査その他日常の事務執行の中で得られた区民要望や行政需要の適切な反映に努めること。
- イ 長期計画審議会の答申においては、政策分野別の将来像とそれを実現するための基本的方向として、政策分野を体系的に整理していることから、その趣旨を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容に対して、適切な対応を図ること。

ウ その他、区の付属機関、諮問機関等からの答申・提言・報告の趣旨の反映に努めること。

(4) 成果指標の設定

ア 計画に基づく施策・事業の目標を示し、進捗状況や成果を客観的に把握するとともに、その後の評価・改善につなげるため、一定の成果指標を設定すること。

イ 成果指標の設定に当たっては、掲げる施策の推進が、SDGsに掲げる17の目標にどのようなつながっているかなどを踏まえ、関連性を整理すること。

(5) 関連計画等の整理

ア 計画策定において、人口構造の変化や超高齢社会への対応は、重要な柱建てであることから、第2期の「まち・ひと・しごと総合戦略」を包含する方向で検討すること。

イ 持続可能な行財政運営を図る上では、全般的かつ継続的な事務事業の見直しに取り組んでいく必要があることから、ビルドとスクラップを行財政運営にとって不可分のものと捉え、「行革計画」の内容を包含する方向で検討するとともに、新たな時代に即した行財政運営を進めていくための考え方をまとめていくこと。

ウ 計画策定に当たっては、区政再構築に向けた検討状況との連携、整合性を図ること。

5 実施計画の取扱い

現行実施計画は、平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間としており、令和3年度の策定作業に当たっては、次の諸点に留意しながら検討を進めるものとする。

(1) 現行実施計画に掲げる事業のうち、次期の計画期間（令和4年度から8年度までを予定）においても継続すべき事業については、これまでの事業執行状況等を踏まえて事業内容及び事業費の見直しを行うとともに、行政需要の変化、実現可能性、緊急性、優先性等を再検討し、必要な見直しを行うこと。

(2) 新たな基本計画の策定等に伴って実施計画に計上する事業については、次期の計画期間において財源の規模と事業量を明らかにして計画的に取り組む必要のある事業で、次のいずれかに該当する事業を対象として検討すること。

ア 施設整備事業

(ア) 計画期間内に完成し、又は工事や設計に着手する事業（例：新築・改築・大規模改修、公園整備、道路整備など）

(イ)計画期間内に調査、研究等の実施準備に着手する事業

イ ア以外の事業であって、計画期間内に新たな制度の創設や計画的な取組が必要な事業で、区民サービスの向上や業務改善に資する事業（例：〇〇システムの導入、〇〇助成制度の創設など）

6 区議会の意見の反映

計画策定の各段階で報告し、区議会の意見・要望を求め、計画への反映に努める。

7 住民参加

計画策定に際しては、長期計画審議会に諮り、意見聴取を行う。
また、様々な機会を通じて、周知、啓発に努め、広く区民意見を伺っていく。

8 検討体制

政策決定会議の専門機関として設置した長期計画策定検討委員会（構成員は、副区長、教育長及び全部局長）及び同委員会の下部組織として設置した長期計画起草委員会（庶務担当課長等で構成）において検討を行い、全庁的な調整を図ることとする。

9 策定スケジュール（予定）

令和3年	4月中旬以降	基本計画・実施計画原案作成開始 所管案提出・全体調整 区長ヒアリング 基本計画・実施計画原案作成
	10月下旬以降	基本計画・実施計画素案作成 素案公表・パブリックコメント実施 地区別説明会 基本計画・実施計画案作成
令和4年	1月以降	基本計画・実施計画案決定
	3月	基本計画・実施計画策定

以 上

基本計画の策定経緯

令和3(2021)年	3月	目黒区基本構想策定
	4月	新たな基本構想に基づく基本計画等策定要領について決定 議会報告:新たな基本構想に基づく基本計画等策定要領について
	9月	議会報告:長期計画の体系等と区民満足度調査の実施について
	10月	目黒区長期計画審議会に「新たな目黒区基本計画案について」諮問 第1回目黒区長期計画審議会 目黒区基本計画素案決定 議会報告:目黒区基本計画素案について 第2回目黒区長期計画審議会
	11月	目黒区基本計画素案パブリックコメントの実施(11/1~12/3) 区民満足度に関する調査の実施 オープンハウス型説明会の開催(各地区2日間)
令和4(2022)年	1月	目黒区基本計画案決定 議会報告:目黒区基本計画案について
	3月	第3回目黒区長期計画審議会 目黒区長期計画審議会答申 目黒区基本計画策定

長期計画審議会 答申

(写)

令和4年3月22日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区長期計画審議会
会長 岡田 匡令

新たな目黒区基本計画案について(答申)

令和3年10月5日付け目企政第808号をもって貴職から諮問のあった新たな目黒区基本計画の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申いたします。

記

本審議会は、別添、新たな目黒区基本計画案については、異議ありません。

以 上

(写)

目企政第808号
令和3年10月5日

目黒区長期計画審議会会長 宛て

目 黒 区 長

新たな目黒区基本計画案について(諮問)

目黒区長期計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

21世紀半ばにむけて区政の未来を描く長期計画として令和3年3月10日に策定した新たな目黒区基本構想を実現していくため、「新たな目黒区基本計画案」について、ご意見いただきたく諮問します。

以 上

目黒区長期計画審議会条例

昭和44年6月目黒区条例第17号

(設置)

第1条 目黒区の長期計画を策定するため、区長の附属機関として、目黒区長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、長期計画策定について、審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、区長が任命又は委嘱する委員30人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

目黒区長期計画審議会条例施行規則

昭和50年6月目黒区規則第56号

目黒区長期計画審議会条例施行規則

東京都目黒区長期計画審議会条例施行規則(昭和44年8月東京都目黒区規則第34号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、目黒区長期計画審議会条例(昭和44年6月目黒区条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次に掲げる者につき委嘱する。

- (1) 区議会議員 8人以内
- (2) 区内関係団体の構成員 11人以内
- (3) 学識経験者 6人以内
- (4) 区内に居住する者(前3号に掲げる者を除く。) 5人以内
(一部改正〔平成30年規則59号〕)

(小委員会等)

第3条 目黒区長期計画審議会(以下「審議会」という。)は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会及び専門部会を置くことができる。

- 2 小委員会は、小委員会及び専門部会を置く場合にあっては審議会の基本方針に沿って各専門部会間の調整を行い、小委員会のみを置く場合にあっては審議会における審議事項に係る調整を行う。
- 3 専門部会は、付託された事項につき調査及び研究を行う。
- 4 小委員会及び専門部会(以下「小委員会等」という。)の委員は、前条に定める委員のうちから会長が指名する。

(一部改正〔平成10年規則99号〕)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長、専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 委員長・副委員長・部会長及び副部会長は、当該小委員会等の委員が互選する。
- 3 委員長及び部会長(以下「委員長等」という。)は、当該小委員会等を招集し、それぞれの議事を整理する。
- 4 副委員長及び副部会長は、当該委員長等を補佐し、当該委員長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第5条 審議会及び小委員会等は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の意見を聴き、又は助言を受けることができる。

- 2 前項の規定による学識経験者その他関係者の招請は、会長が行う。

(説明員の出席要求)

第6条 会長又は委員長等は、事案に関し説明又は意見を述べさせるため、区に勤務する職員に対し、審議会又は小委員会等への出席を求めることができる。

2 前項の職員は、会長及び委員長等の申し出により区長があらかじめ指名する。

(庶務)

第7条 審議会及び小委員会等の庶務は、企画経営部政策企画課が担当する。

(一部改正〔平成12年規則47号・15年23号〕)

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年11月1日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年12月22日規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第47号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成15年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年11月1日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

長期計画審議会委員名簿

(敬称略、区分毎50音順)

区 分	氏 名	所 属 等	
学識経験者 (6人)	○石 渡 和 実	イシワタ カズミ	東洋英和女学院大学名誉教授
	◎岡 田 匡 令	オカダ マサノリ	淑徳大学名誉教授
	梶 田 真	カジタ シン	東京大学教授
	澤 野 由紀子	サワノ ユキコ	聖心女子大学教授
	鈴 木 秀 洋	スズキ ヒデヒロ	日本大学准教授
	只 腰 憲 久	タダコシ ノリヒサ	元東京都都市整備局長
区議会議員 (7人)	青 木 英 太	アオキ エイタ	
	いいじま 和代	イイジマ カズヨ	区議会副議長
	岩崎 ふみひろ	イワサキ フミヒロ	
	おのせ 康 裕	オノセ ヤスヒロ	区議会議長
	鴨志田 リ エ	カモシダ リエ	
	西 村 ち ほ	ニシムラ チホ	
	山宮 きよたか	ヤマミヤ キヨタカ	
区内関係団体 (11人)	追 川 幸之助	オイカワ コウノスケ	町会連合会
	岡 田 一 弥	オカダ カズヤ	商店街連合会
	後 藤 孝 子	ゴトウ タカコ	住区住民会議連絡協議会
	佐 竹 英 之	サタケ ヒデユキ	小学校PTA連合会
	杉 浦 俊 忍	スギウラ トシノブ	産業団体連合会
	中 島 みち子	ナカジマ ミチコ	女性団体連絡会
	七 宮 貴 之	ナナミヤ タカユキ	連合目黒地区協議会
	橋 本 洋 子	ハシモト ヨウコ	NPO法人目黒体育協会
	松 崎 ひろ子	マツザキ ヒロコ	民生・児童委員協議会
	松 原 辰 昭	マツバラ タツアキ	障害者団体懇話会
	渡 邊 英 章	ワタナベ ヒデアキ	目黒区医師会
公募区民 (5人)	佐 伯 武 雄	サエキ タケオ	
	佐 藤 くみ子	サトウ クミコ	
	田 中 麻起子	タナカ マキコ	
	豊 泉 剛	トヨイズミ ゴウ	
	中 野 尚 子	ナカノ ナオコ	

◎会長 ○副会長

区民憲章

区民憲章

— まちづくりのために —

わたくしたちは、この目黒区を、わたくしたちの力で明るく住みよい地域社会にするため、つぎのことを心にとめて、その実践につとめます。

- 一、人間性を尊重し、明るい豊かな人間のまちの実現に努力します。
- 一、広く暖かい心を養い、信頼と協力の人間関係を育てます。
- 一、地域のくらしをたいせつにし、緑と水と青い空をまもります。
- 一、伝統や文化遺産をたいせつにし、よいしきたりや新しい文化をきずきます。
- 一、子どもからおとしよりにいたるまで、お互いにたすけあい、この目黒区に、生きがいのある生活を実現します。

(昭和52年10月1日制定)

交通安全目黒区宣言

近時、車両交通のふくそうに伴い、
区内における交通事情は悪化の一途をたどり、
事故が日とともに激増の傾向にあることは、
誠に憂慮にたえないところである。

目黒区は、人命尊重の基本理念に基づき、
交通事故の絶滅を期するため、
ここに交通安全区たることを宣言する。

(昭和45年3月14日)

目黒区平和都市宣言

かつて人びとは、戦火に包まれ悲しい歴史の一ページをつくった。

時は移り、

今、平和の尊さをしみじみと思う。

青い空、緑の木々。

街には明るいあいさつがかわされ、

人びとの顔にほほえみが浮かぶ。

この幸せを再び失ってはならない。

わたくしたちは、

地球のすべての人びととともに永遠の平和を築くよう努力する。

この誓いをこめて、目黒区は平和憲法を擁護し、
核兵器のない平和都市であることを宣言する。

(昭和60年5月3日)

目黒区緑化都市宣言

目黒区緑化都市宣言

みどりのまちをつくるちかい

思い出してほしい

わたしたちがみどりの中に 生まれ

育ったことを

青い空 木々のこもれ日 季節のささやき
よびかけてる 誰もみな みどりの仲間だと

忘れないでほしい

木も草も 虫も鳥たちもともに暮らす

大切な家族

だから今 かけがえのない 母なる地球を
みんなで分けあっていこう

さあ 始めよう

ひと粒の小さな種をまくことから

大地に根をはり

すくすく枝をのばし

鳥たちがうたい

人びとがやすらぐ

一本の木の種

わたしたちの手で わたしたちの心に

こどもたちに伝える

森をつくろう

(平成2年10月28日)

暴力団追放宣言

犯罪のない平穏で明るい社会の実現は、
すべての住民の心からの願いです。

ところが、最近、勢力拡大を企図する暴力団は、
抗争事件や覚せい剤事犯をはじめ、
多くの住民が生命の危険と恐怖にさらされる事件を引き起こし、
さらには民事問題に介入するなど、
地域住民に大きな不安を与えています。

こうした社会に害悪を及ぼす暴力団を一日も早く排除するため、

- 一 暴力団を恐れない。
- 一 暴力団を利用しない。
- 一 暴力団に金を出さない。
- 一 暴力団から不当な行為を受けたら、ただちに警察に通報する。

など、断固たる実践が必要です。

よって、目黒区民は、
一致協力して暴力団の根絶をめざすとともに、
明るく住みよい地域社会の実現に向け全力を挙げることを宣言します。

(平成3年9月30日)

目黒区リサイクル推進都市宣言

目黒区リサイクル推進都市宣言

多くの生命が息づき
自然のめぐみを与えてくれる地球
その地球は今
わたしたち人間の営みによって
あえいでいます

限りある地球資源と
かけがえのない地球環境を
より豊かにして
未来へ手渡すために
本当に必要なものを
必要な量だけ使う暮らし
資源を大切にする暮らし
そうした暮らしを目黒区は広げていきます

ここに、環境と人間が調和したリサイクル型社会を、
たがいに力を合わせて実現していく、
リサイクル推進都市であることを宣言します。

(平成5年5月30日)

目黒区福祉都市宣言

いつくしみ
支えあう
人の絆^{きずな}を大切に
一人ひとりがすこやかに
家族や友といつまでも
安らぎと生きがいに満ち
お互いを尊重しあう
心としくみの生きるまち
目黒のまちは
こうありたい

私たちは、人間性尊重の精神に立ち、
共に手をたずさえて、
豊かな福祉都市を築いていくことを決意し、
ここに宣言します。

(平成6年6月1日)

目黒区健康都市宣言

目黒区健康都市宣言

健康

それは いきいきと生きるための いしずえ

健康

それは 日々の暮らし方から 生まれるもの

健やかに生きていくまちは わたくしたちの願い

ともに手をたずさえ つくっていこう

わたくしたちは、

すべての区民がそれぞれに健康で生きがいのある生活をおくることができる、

健康なまちめぐりの実現を目指すことを宣言します。

(平成12年10月20日)

目黒区の長期計画のあゆみ

年	月	基本構想	基本計画	実施計画
昭和44 (1969)	9	目黒区長期計画審議会設置、 目黒区の長期計画を策定する ための基本構想について諮問		
昭和45 (1970)	5	目黒区長期計画審議会答申		
	12	東京都目黒区基本構想 (第一次)策定(11月30日議決)		
昭和46 (1971)	2		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)策定 (昭和46~50年度)	
	6			東京都目黒区実施計画策定 (昭和46~48年度)
	10		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和47~51年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和47~49年度)
昭和47 (1972)	11		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和48~52年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和48~50年度)
昭和48 (1973)	11		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和49~53年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和49~51年度)
昭和49 (1974)	11		東京都目黒区基本計画 (第一次5か年計画)一部修正 (昭和50~54年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和50~52年度)
昭和50 (1975)	7	目黒区長期計画審議会に目黒 区基本構想に関する全般的な 検討について諮問		
昭和51 (1976)	3	目黒区長期計画審議会答申		
	12	東京都目黒区基本構想 (第二次)策定(11月27日議決)		
昭和52 (1977)	4		東京都目黒区基本計画 (新総合10か年計画)策定 (昭和51~60年度)	東京都目黒区実施計画改定 (昭和51~55年度)
昭和54 (1979)	12			東京都目黒区実施計画改定 (昭和55~59年度)
昭和57 (1982)	12			東京都目黒区実施計画改定 (昭和58~62年度)

目黒区の長期計画のあゆみ

年	月	基本構想	基本計画	実施計画
昭和60 (1985)	10		東京都目黒区基本計画 (第二次総合10か年計画)策定 (昭和61～70年度)	
	11			東京都目黒区実施計画改定 (昭和61～65年度)
昭和63 (1988)	11			目黒区実施計画改定 (平成元～5年度)
平成6 (1994)	2		目黒区基本計画 (第三次総合10か年計画)策定 (平成6～15年度)	目黒区実施計画改定 (平成6～10年度)
平成10 (1998)	3			目黒区実施計画改定 (平成10～14年度)
	12	目黒区長期計画審議会に「現行の目黒区基本構想に関する全般的な検討及び内容の適否について」諮問		
平成12 (2000)	3	目黒区長期計画審議会答申		
	10	目黒区基本構想(第三次)策定 (9月29日議決)	目黒区基本計画策定 (平成13～22年度)	
平成13 (2001)	3			目黒区実施計画改定 (平成13～17年度)
平成16 (2004)	3			目黒区実施計画改定 (平成16～20年度)
平成19 (2007)	3			目黒区実施計画改定 (平成19～23年度)
平成21 (2009)	10		目黒区基本計画策定 (平成22～31年度)	
平成22 (2010)	3			目黒区実施計画改定 (平成22～26年度)
平成25 (2013)	3			目黒区実施計画改定 (平成25～29年度)
平成27 (2015)	3			目黒区実施計画改定 (平成27～31年度)
平成30 (2018)	3			目黒区実施計画改定 (平成30(2018)～34(2022)年度)

年	月	基本構想	基本計画	実施計画
平成31 (2019)	1	目黒区長期計画審議会に「目黒区基本構想及びこれを実現するための施策の方向性について」諮問		
令和2 (2020)	3	目黒区長期計画審議会答申		
令和3 (2021)	3	目黒区基本構想策定 (3月9日議決)		
	10		目黒区長期計画審議会に「新たな目黒区基本計画案について」諮問	
令和4 (2022)	3		目黒区長期計画審議会答申 目黒区基本計画策定 (令和4～13年度)	目黒区実施計画策定 (令和4～8年度)

関連計画等一覧

関連する基本目標	計画名	所管部局
1 学び合い 成長し合える まち	目黒区区有施設見直し方針	企画経営部
	目黒区区有施設見直し計画	企画経営部
	目黒区地域防災計画	危機管理部
	目黒区国土強靱化地域計画	危機管理部
	めぐろ芸術文化振興プラン	文化・スポーツ部
	目黒区保健医療福祉計画	健康福祉部
	健康めぐろ21	健康推進部
	目黒区子ども総合計画	子育て支援部
	めぐろ学校教育プラン	教育委員会事務局
	目黒区学校施設更新計画	教育委員会事務局
	目黒区特別支援教育推進計画	教育委員会事務局
	MEGUROスマートスクール・アクションプラン	教育委員会事務局
	望ましい規模の区立中学校の実現を目指して	教育委員会事務局
	目黒区立学校(園)における働き方改革実行プログラム	教育委員会事務局
	目黒区教員人材育成基本方針	教育委員会事務局
	目黒区生涯学習実施推進計画	教育委員会事務局
目黒区立図書館基本方針	八雲中央図書館	
2 人が集い 活力あふれる まち	目黒区協働推進方針	企画経営部
	コミュニティ施策の今後の進め方	企画経営部
	目黒区区有施設見直し計画	企画経営部
	目黒区国土強靱化地域計画	危機管理部
	目黒区産業振興ビジョン	産業経済部
	めぐろ芸術文化振興プラン	文化・スポーツ部
	めぐろ多文化共生推進ビジョン	文化・スポーツ部
	目黒区観光ビジョン	文化・スポーツ部
	目黒区スポーツ推進計画	文化・スポーツ部
	目黒区障害者計画	健康福祉部
	健康めぐろ21	健康推進部
	目黒区子ども総合計画	子育て支援部
	目黒区都市計画マスタープラン	都市整備部
	目黒区みどりの基本計画	都市整備部
	目黒区環境基本計画	環境清掃部
	目黒区学校施設更新計画	教育委員会事務局
目黒区生涯学習実施推進計画	教育委員会事務局	
3 健康で 自分らしく 暮らせるまち	目黒区国民健康保険 特定健康診査等実施計画	区民生活部
	目黒区国民健康保険 データヘルス計画	区民生活部
	目黒区保健医療福祉計画	健康福祉部
	目黒区介護保険事業計画	健康福祉部
	目黒区障害者計画	健康福祉部
	健康めぐろ21	健康推進部
	目黒区自殺対策計画	健康推進部
	目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画	健康推進部
	目黒区子ども総合計画	子育て支援部
	目黒区都市計画マスタープラン	都市整備部
	目黒区住宅マスタープラン	都市整備部
	目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想	都市整備部
	めぐろ学校教育プラン	教育委員会事務局
	目黒区特別支援教育推進計画	教育委員会事務局
4 快適で 暮らしやすい 持続可能なまち	目黒区区有施設見直し計画	企画経営部
	目黒区地域防災計画	危機管理部
	目黒区国土強靱化地域計画	危機管理部
	目黒区産業振興ビジョン	産業経済部

関連する基本目標	計画名	所管部局	
4 快適で暮らしやすい持続可能なまち	目黒区保健医療福祉計画	健康福祉部	
	目黒区介護保険事業計画	健康福祉部	
	目黒区障害者計画	健康福祉部	
	目黒区子ども総合計画	子育て支援部	
	目黒区都市計画マスタープラン	都市整備部	
	目黒区住宅マスタープラン	都市整備部	
	目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想	都市整備部	
	目黒区交通安全計画	都市整備部	
	目黒区景観計画	都市整備部	
	目黒区みどりの基本計画	都市整備部	
	目黒区無電柱化推進計画	都市整備部	
	目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画	都市整備部	
	目黒区空家等対策計画	都市整備部	
	東京における都市計画道路の整備方針	都市整備部	
	目黒区地域交通の支援方針	都市整備部	
	目黒区自転車走行環境整備計画	都市整備部	
	目黒川水質浄化対策計画	都市整備部	
	目黒区橋梁長寿命化修繕計画	都市整備部	
	目黒区公園施設長寿命化計画	都市整備部	
	目黒区道路舗装維持管理方針	都市整備部	
	目黒区公園緑地維持管理マニュアル	都市整備部	
	法定外公共物の用途廃止に関する取扱指針	都市整備部	
	駅周辺地区整備計画等(祐天寺駅・学芸大学駅)	都市整備部	
	駅周辺地区整備計画等(自由が丘駅・中目黒駅・目黒駅・西小山駅等)	街づくり推進部	
	目黒区環境基本計画	環境清掃部	
	目黒区地球温暖化対策地域推進計画	環境清掃部	
	目黒区地球温暖化対策推進実行計画	環境清掃部	
	まちの美化に関する行動計画	環境清掃部	
	目黒区一般廃棄物処理基本計画	環境清掃部	
	目黒区一般廃棄物処理実施計画	環境清掃部	
	5 安全で安心して暮らせるまち	目黒区危機管理指針	危機管理部
		目黒区地域防災計画	危機管理部
目黒区業務継続計画(地震編)		危機管理部	
目黒区業務継続計画(新型インフルエンザ等編)		危機管理部	
目黒区安全・安心プラン		危機管理部	
目黒区国土強靱化地域計画		危機管理部	
目黒区保健医療福祉計画		健康福祉部	
目黒区障害者計画		健康福祉部	
目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画		健康推進部	
目黒区都市計画マスタープラン		都市整備部	
目黒区住宅マスタープラン		都市整備部	
目黒区交通安全計画		都市整備部	
目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想		都市整備部	
目黒区豪雨対策計画		都市整備部	
流域別豪雨対策計画(目黒川、呑川、渋谷川・古川)		都市整備部	
目黒区景観計画		都市整備部	
目黒区みどりの基本計画		都市整備部	
目黒区無電柱化推進計画		都市整備部	
目黒区耐震改修促進計画		都市整備部	
目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画		都市整備部	
目黒区環境基本計画		環境清掃部	

※複数の基本目標に関連する計画は、重複して掲載している。

用語解説 (五十音順)

あ 行	
IoT(モノのインターネット)	Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。
アウトリーチ	芸術文化分野においては、芸術文化に接する機会や関心がない人々に対し、興味と関心を持たせるために芸術家・企画者側から働きかけるなどの様々な活動。例として、音楽家が学校や病院などの音楽ホール以外の場所に出張して行う演奏活動などがある。 医療福祉分野においては、生活上の課題を抱えているが相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。
アジェンダ	実行を目指してつくられる計画のこと。
アスベスト	天然に産する鉱物で石綿のこと。繊維が極めて細かいため、飛散して人が吸入してしまう恐れがある。以前は、防音材、断熱材、保温材などに使用されたが、現在は、石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、新たな使用が全面禁止。
暗きよ	ふたがけした河川、覆いをした水路、かんがい・排水等のために地下に設けた溝のこと。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
ウォークابل推進都市	国土交通省の『「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度』による取組。都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することを目指している。
HIV	レトロウイルスの一種であるヒト免疫不全ウイルス(human immunodeficiency virus;HIV)のこと。
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
SDGs	平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
NPO	Non-Profit Organization(非営利組織)の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づく認証を取得し、法人登記した団体をNPO法人という。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。

延焼遮断	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止すること。この機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間を「延焼遮断帯」という。
オープンスペース	都市において、公園、広場、河川等建築物のない空間のこと。防災上の役割を担うほか、良好な都市景観形成、遊びやレクリエーションの場としての役割ももっている。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。国の「オープンデータ基本指針」(平成29(2017)年5月30日)の定義による。
温室効果ガス	大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。人間活動によって増加した主な温室効果ガスは、二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)のほか、代替フロンの中のハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF6)の6種類。
か 行	
外国にルーツのある	国籍を問わず、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である子ども、あるいは若者、あるいは生活者のこと。
介護予防	いつまでも元気で、生き生きと暮らしていくため、要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)こと、要介護状態であってもそれ以上に悪化しないようにする(維持・改善を図る)こと。
海洋プラスチックごみ問題	ごみとして廃棄されたプラスチックが不適正な管理等により海洋に流出した結果、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響などを及ぼすこと。
学校運営協議会	学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組みのこと。
GIGAスクール構想	令和元(2019)年12月に文部科学省から発表されたプロジェクト。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for ALLの略。児童・生徒に1人1台の端末と、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想。
旧耐震基準	昭和56(1981)年5月31日以前に着工して建てられた建築物の、地震に対する構造基準。
共助	「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えの下、住民同士が力を合わせて消火活動や避難所運営を行うなど、地域やコミュニティで協力して助け合うこと。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
広域生活拠点	目黒区都市計画マスタープランで位置付けている都市構造の考え方の一つ。商業、業務、住宅などの都市機能が集積し、また、鉄道や幹線道路などの交通インフラの結節点であり広域的な交通ネットワークでつながる拠点のこと。(中目黒駅周辺地区、大橋一丁目周辺地区、目黒駅周辺地区、自由が丘駅周辺地区)
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に産む平均子ども数のことで、合計特殊出生率=[母の年齢別出生数/1月1日現在年齢別女性住民記録人口]の15歳から49歳の合計。

後退用地	狭あい道路に接する建築物等の敷地のうち、狭あい道路の拡幅整備のために供出される部分。
交通結節点	バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車など様々な交通手段の接続が行われる乗り換え拠点。
合流式下水道	家庭などからの排水と降雨による雨水を一つの管で集める方式。東京23区の約8割は、合流式下水道で整備されていて、水再生センターに送られる。
子育てスーパーバイザー	児童にかかわる問題等の改善、児童及び保護者へのカウンセリングの充実等を目的とし、児童館・保育園の職員の資質を向上させるために派遣する臨床心理士等。
コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)	地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、制度の狭間にいる人に寄り添い、地域の人と共に支援していくことを通して、個人の問題を地域共通の課題と捉え、住民と共に新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職。「地域福祉コーディネーター」ともいう。
さ 行	
災害時要配慮者	災害時に特に配慮が必要な高齢者や障害者などをいう。さらに、避難生活に特別な支援が必要な妊産婦、乳幼児、外国人なども要配慮者として考えられる。
サイクルポート	自転車を借りる、返すことができる施設で、本区をはじめ周辺区や都心区などに配置されている。
3R(リデュース・リユース・リサイクル)	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。リユースとは、使える物は、繰り返し使うこと。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用すること。
シェアサイクル	自転車シェアリング事業において、電動アシスト自転車を共有して使う仕組み。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
ジェンダーギャップ指数(GGI)	「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される男女格差を測る指数。0が完全不平等、1が完全平等を示している。
自助	災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。家庭で水や食糧を備蓄するなど日頃から災害に備えたり、災害が発生したときには事前に避難したりする。
指定管理者制度	公の施設の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体のうち、地方公共団体が指定する者(指定管理者)が公の施設の管理を代行すること。「法人その他の団体」の範囲には、公共団体、公共的団体及び地方公共団体の出資法人だけでなく、広く民間事業者等も含まれる。
自転車シェアリング事業	サイクルポートと呼ぶ自転車を借りる、返すことができる施設から、電動アシスト自転車を利用し、一定エリアへ移動することができる。
自転車ナビマーク	自転車の安全な通行を促すため、自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するもの。主として車道の左側端に「自転車ナビマーク」、交差点に「自転車ナビライン」が設置されている。
児童相談所サテライトオフィス	都・区市町村児童相談共同運営モデル事業として、令和2(2020)年7月から子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置。都と区市町村が協働で虐待相談に対応するモデル事業を開始している。

住宅セーフティネット法	既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ることを目的とする法律。
循環経済(サーキュラーエコノミー)	従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。
情報セキュリティ	情報資産を安全に管理し、適切に利用できるように運営する経営管理のこと。適切な管理・運営のためには、情報の機密性・完全性・可用性が保たれていることが必要となる。
食育	食に関する正しい知識と望ましい食習慣などを身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うための教育。本区では、学校における食育の目標と基本的指針、推進体制などを定めた「学校(園)における食育指針」を策定し、食育を推進している。
スクールカウンセラー	臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として、専門性を有しつつ、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な役割を担う者。
ストック	社会資本ストック(道路、都市公園、公共賃貸住宅、庁舎)など公的機関により整備された社会資本のこと。
スマート家電	インターネットを介して遠隔でも操作可能となった家電製品のことで、スマートフォン等と家電の専用アプリを連携することで自宅にいなくても操作できる。
生活安全パトロール(青パト)	ひったくりや侵入窃盗、子どもに対する犯罪などの発生を未然に防止するため、警備会社に委託して区内警察署との連携を図りながら行うパトロール。
生活支援コーディネーター	「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域の支え合い活動を始めた高齢者の生活支援サービスの提供体制整備に向けたコーディネート機能を果たす役割を担う職員。
「性的指向と性自認」(SOGI)	性的指向とは「どんな性別の人を好きになるのか」ということ、性自認とは「自分自身をどういう性だと認識しているのか」ということを指す。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人について、自己決定を尊重しながら本人の権利や財産を保護するための制度。
セーフティネット	「安全網」を意味し、網の目のような支援方策を張りめぐらすことで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
ゼロエミッション東京戦略	世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32(2050)年にCO2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめたもの。
ソーシャルインクルージョン	貧困やホームレス状態に陥った人々、障害や困難を有する人々、制度の狭間において社会サービスの行き届かない人々を排除し孤立させるのではなく、地域社会への参加と参画を支援し、社会の構成員として包み込むこと。社会的包摂ともいう。

ソーシャルワーク	社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくこと。
Society 5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。
ソフト地中化方式	地上機器を道路上に設置できない道路において、変圧器等を支柱上に配置する地中化方式。
た 行	
タイムシェアリング	交通需要のピークタイムの違いに着目して、需要に応じた道路空間の利活用を見直し、時間帯によって道路の利用方法・使用形態を変化させること。例えば、道路での車両通行や荷さばき駐車時間を限定し、それ以外の時間を歩行空間として活用するなど。
団塊の世代	昭和22(1947)年～24(1949)年の、いわゆるベビーブーム時代の3年間に生まれた世代のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域(エリア)プラットフォーム	行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、町会・住区住民会議、商店街・商工会議所、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論・描き、その実現に向けた取組(=まちづくり)について協議・調整を行うための場。
地域包括ケアシステム	要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援体制のこと。
地域密着型サービス	認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービス体系で、区市町村が事業者の指定や監督を行い、サービスの利用は原則としてその区市町村の被保険者に限定される。対象サービスは認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護(利用定員が18人以下の通所介護)などがある。
地区生活拠点	目黒区都市計画マスタープランで位置付けている都市構造の考え方の一つ。地域の暮らしに密着した商業機能等やコミュニティ活動の場として活用可能な公共施設等が整備され、日常的な活動や交流の中心となる拠点のこと。(駒場東大前駅周辺、祐天寺駅周辺、学芸大学駅周辺、都立大学駅周辺、武蔵小山駅周辺、西小山駅周辺、洗足駅周辺、大岡山駅周辺、緑が丘駅周辺)
DX(デジタル・トランスフォーメーション)	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関などにおいて、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
テレビプッシュ	自治体の配信する「防災情報」や、身近で便利な「生活情報」を音声とテレビ画面で自動的に通知するサービス。緊急度の高い情報は、テレビの電源が自動的に入るとともに、他の番組視聴中でも自動的に切り替わり、音声と画面で通知する。
テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」(自宅を就業場所とするもの)「モバイルワーク」(施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態のもの)「サテライトオフィス勤務」(施設を利用して就業するもの)の総称。
特定緊急輸送道路	緊急輸送道路とは、震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路で、そのうち特に、主要な防災拠点や空港・港湾などを結ぶ道路及び他県からの緊急物資や救援活動を受け入れるための主要な道路を、特定緊急輸送道路として東京都が条例で指定。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別養護老人ホーム	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所し、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行う施設のこと。
都市型軽費老人ホーム	身体機能の低下などにより自立した日常生活に不安がある低所得の60歳以上の方で、家族による援助を受けることが困難な方が入居できる施設のこと。
都市計画道路	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて建設計画が都市計画決定された道路のこと。
都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、区市町村が指定する行政の補完的機能を担う団体。
トランジットモール	一般車両の通行を制限して、歩行者と公共交通機関のみが通行できるように整備された街路。バス・タクシーなどの公共交通(=トランジット)だけを通過させて歩行空間(=モール)とする、歩行者の安全に配慮した歩車共存道路のこと。
な 行	
認知症高齢者グループホーム	介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフの支援や機能訓練等のサービスを受けながら5~9人で共同生活する住宅のこと。
ノーマライゼーション	すべての人が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことがノーマルな人間生活であり、さらに障害のある人も地域を基盤として人々と共に生きていくことができる社会がノーマルな社会である。この両面をともに実現する社会を目指していくこと。
は 行	
Park-PFI	平成29(2017)年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

HACCP(ハサップ:食品の衛生管理手法)	食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。
8050問題	ひきこもりや離職等によって、例えば80代の親と50代の子など、高齢者と中年の世帯が生活上の困難を抱え、社会から孤立してしまうこと。
バリアフリー	バリアとは「障壁」のことで、健康で自分らしく暮らせるまち、快適で暮らしやすい持続可能なまちを目指し、様々な障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関などのハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくこと。
ピアサポーター	「仲間同士の支え合い」を意味し、様々な困難の当事者同士が支援し合う取組。
PFI	Private Finance Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。
PDCA	Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の頭文字。4つのプロセスを循環させながら継続的にマネジメントを改善するという概念。
ヒートアイランド現象	都市域で、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルト被覆の増加、自然の土地の被覆減少、さらに冷暖房や自動車などの人工排熱増加などにより、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が近郊に比べて高くなる現象のこと。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
フードドライブ	家庭にある余剰食品を回収しフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組。
福祉教育	憲法に規定された基本的人権に基づき社会福祉問題を素材として学習すること。また、その学習を通して社会福祉制度、活動への関心と理解を進め、誰も疎外することなく共に生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に付けることを目的に行われる意図的な活動。
福祉のコンシェルジュ	福祉総合課内に開設した福祉の総合相談窓口の愛称。保健福祉に関する相談支援を行う「ふくしの相談係」と、経済的な理由等で生活に困窮している方の自立支援を行う「くらしの相談係」が、福祉全般の相談をまるごと受け止め、相談者に寄り添いながら、解決に向けサポートする。
不燃化特区	木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の消失率はほぼ0となる。
フレイル	「筋力」、「認知機能」、「社会とのつながり」が低下し、「加齢等により心身が衰えた状態」のことで、健康な状態と日常生活でのサポートが必要な介護状態の間を意味する。フレイルは、早く気づき対策を行えば元の健康な状態に戻る可能性がある。

放課後子ども総合プラン	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育クラブ)と放課後子供教室(ランランひろばや子ども教室など)の整備等を進める計画。
放課後フリークラブ	平日の放課後に、児童が小学校の校庭で自由に遊べるランドセルひろば事業及び地域の人材を活用し、学校施設等で体験教室等を実施する子ども教室事業。
防災行政無線	防災行政無線は、都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として設置した無線局。
防災士	地域の防災リーダーとして、社会の様々な場で防災力を高める活動をするための十分な意識と一定の知識・技能を有すると日本防災士機構が認証した人。
防災生活道路	延焼遮断帯に囲まれた市街地について、従来の木造密集地域整備事業等の取組に加え、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路。
ボトルネック踏切	自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生している踏切。
ま 行	
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、主に台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	多種多様なステークホルダー(利害関係者)が対等な立場で参加し、協働して課題解決に当たる合意形成の枠組み。
ミニ開発	一定の大きさの敷地を細分化し、分けた敷地ごとに狭小な住宅等を建設する宅地開発のこと。
見守りネットワーク	見守る人・見守られる人を特定せず、地域の住民や事業者が日常の生活や業務を通し、地域の異変に気が付いたときに、地域包括支援センターに連絡し、訪問や区関係所管課につなぐなど必要なサービスが行えるように地域で見守る仕組みのこと。愛称は「見守りめぐねっと」。
メールマガジン	電子メールを利用して、特定の読者に向けて定期的に情報を配信するもの。目黒区では、情報発信の強化を目指し平成19(2007)年7月からメールマガジンを配信している。
目黒区地域安全パトロール協力会	区内を中心に地域に密着した業務を行っている事業者等と協力し、区民の防犯意識の啓発を促すことを目的として創設された会。
や 行	
ヤングケアラー	大人が担うような家族のケア(家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど)を行っている18歳未満の子ども。18歳から概ね30歳までのケアラーを「若者ケアラー」という。
ユスリカ	蚊に似た小さな昆虫であるが、ハエの仲間では吸血性はない。池や川沿いで柱状に群がって飛んでいる虫。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人を利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。

ユニバーサルデザイン 2020行動計画	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全国にユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進していくために策定された計画。心のバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを推進することとしている。
ら 行	
ライフステージ	人の一生を幼少期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。
緑被率	樹木の枝葉や草地等の緑が地表面を被覆している割合のことで、地表面に対する緑で覆われた面積を百分率で示したものの。
レガシー	後世に残す遺産を示す言葉。オリンピック・パラリンピック競技大会等においては、開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと。
レスパイト事業	障害者や高齢者のいる家族が介護から解放される時間をつくり、疲労や共倒れなどを防止するための支援事業。
わ 行	
わんわんパトロール	犬の散歩の際などに地域の見守りパトロールを行うボランティア活動。

目黒区基本計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

主要印刷物番号: 3-41号

発行: 目黒区

編集: 目黒区企画経営部 政策企画課
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 03(5722)9372

印刷: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社